

補助金等の不正受給及び不正使用等に対する措置について

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する畜産業振興事業は、国民の税金で賄われていることに鑑み、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）や畜産業振興事業の各事業実施要綱等を遵守し、効率的かつ適正に事業を行うように努めてください。

- 補助金の不正受給等に対しては、交付決定の取消しや返還命令、場合によっては刑事罰が課されます。
- 畜産関係法令その他の法令への違反行為者に対して、補助金の交付停止措置が講じられます。
- 暴力団等の反社会的勢力に該当する者が行う事業は、補助金の交付対象となりません。

関係規程等

- [補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律](#)（昭和 30 年法律第 179 号）

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

- [畜産業振興事業の実施について](#)（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号-1）

11 事業の適正な執行の確保

（2）不正行為に対する是正措置等

ア 理事長は、畜産業振興事業の事業実施主体等又は委託先その他の関連事業者（以下「事業実施者」という。）が畜産業振興事業の実施に当たって不正な行為をした場合には、当該事業の事業実施主体に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができるものとする。

イ 当該事業の事業実施主体は、自ら又は事業実施者が是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。

ウ 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が畜産業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施主体に対し助言・指導を行うものとする。

エ 理事長は、当該事業実施主体に助言・指導をしてもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。

オ 理事長は、当該事業実施体にあの是正措置等を求めた日から、十分な内容の是正措置等が講じられたと認めるまでの間において、当該事業実施者を畜産業振興事業の対象としないことができるものとする。

（3）補助金の交付停止措置

理事長は、[別に定めるところ](#)により、畜産関係法令その他の法令への違反行為をした者に対し、補助金の交付を停止する措置を講じることができるものとする。

（4）暴力団等の反社会的勢力の排除

理事長は、事業実施者の代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業の事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができるものとする。